

学校感染症登校許可証明書の運用状況と改訂について

— 信濃町地区を除く学生・教職員用 —

The operation status and revision of certificate that permits return to campus after contracting infectious diseases that should be prevented at school

— For students or faculty and staff members except for Shinanomachi campus —

森 正明* 西村 知泰* 川田 一郎* 齋藤 圭美*

慶應保健研究, 41(1), 055-059, 2023

要旨：2020年1月頃より新型コロナウイルス感染症が日本でも広がり始め、本学ではキャンパス内での感染拡大を防止する目的で、罹患者はもとより、罹っている疑いがある者（濃厚接触者、発熱など体調不良者など）についても、学校保健安全法にもとづいて登校を控えるように対策本部から指示した。対象者はかなりの数になることが予想されたため、対応に必要な実務を円滑に行うことを目的に従来の感染症登校許可証明書を改訂した。2020年1月6日から2023年2月24日までの報告者の合計は12,117名（罹患者6,435名、濃厚接触者3,469名、体調不良者1,953名、入国に関係した待機260名）で、国内の流行と並行した増減により対応する業務量が膨大になる時期が繰り返されたが、感染症登校許可証明書を利用することで、円滑に実務を遂行することができた。3年が経過して、新型コロナウイルス感染症の死亡率が低下し、感染症分類の変更なども予定されていることを踏まえ、課題や運用も含めたさらなる改訂の方向性について検討した。

keywords：学校感染症対策，登校許可

Infection control in school, Permission of Return to Campus

はじめに

2020年1月頃より新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）が日本でも広がり始め、本学では2月5日に学内の関連部門が連携し、情報収集・集約を行うとともに、塾生、教職員、受験生等に向けて、感染予防のための注意喚起や、その他必要な措置を決定し、慶應義塾ウェブサイト等において周知を行うことを目的とし

て対策本部が設立された。新興感染症であり、その影響も図りかねる状況であったことから、保健管理センターは対策本部に対して、①遠隔授業、在宅勤務、式典などの各種行事のオンライン化の促進、②対面授業を行う場合は出欠を取らないこと、あるいは出欠を成績に反映させないことなど体調不良者が休みやすい環境を整えること、③公衆衛生・保健教育の拡充、環境

*慶應義塾大学保健管理センター三田分室
(著者連絡先) 森 正明 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

整備などについての提言を行った。また、罹患やその疑いにより、学校保健安全法にもとづいて登校を制限¹⁾される学生や教職員が数多く発生することが予想され、それに伴う実務を円滑に行うことを目的に感染症登校許可証明書を改訂した²⁾。本稿はその運用状況と課題、今後の改訂の方向性について解説したものである。

1. 感染症登校許可証明書の運用状況

図1に信濃町以外のキャンパスに所属する教職員・学生および関係者（委託業者等）から、保健管理センターの本部・各分室に報告があった登校禁止の対象者（患者、濃厚接触者、入国後の待機者、体調不良者）の推移を示した。中国での流行状況を鑑み、学内での発生について警戒を開始した2020年1月6日から2023年2月24日までの報告者の合計は12,117名で、そ

のうちPCR検査または抗原検査などで陽性および医療機関でみなし陽性と判定された対象者は6,435名（学生5,584名、教職員681名、関係者170名）であった。濃厚接触者になり登校を控え、未検も含め陽性にならなかった対象者の合計は3,469名、発熱など体調不良で登校を控え、未検または陰性であった対象者の合計は1,953名、入国後に待機あるいはその同居者で登校を控え、未検または陰性であった対象者の合計は260名であった。報告者の内訳について、開始当初は検査が普及しておらず、体調不良者や入国に関連した対象者が中心であったが、検査が一般化してからは陽性者とそれに伴う濃厚接触者が増え、多くを占めるようになった。

2020年3月2日からの全国の諸学校の休業要請に続き、4月には最初の緊急事態宣言が出され、卒業式や入学式などがオンライン開催にな

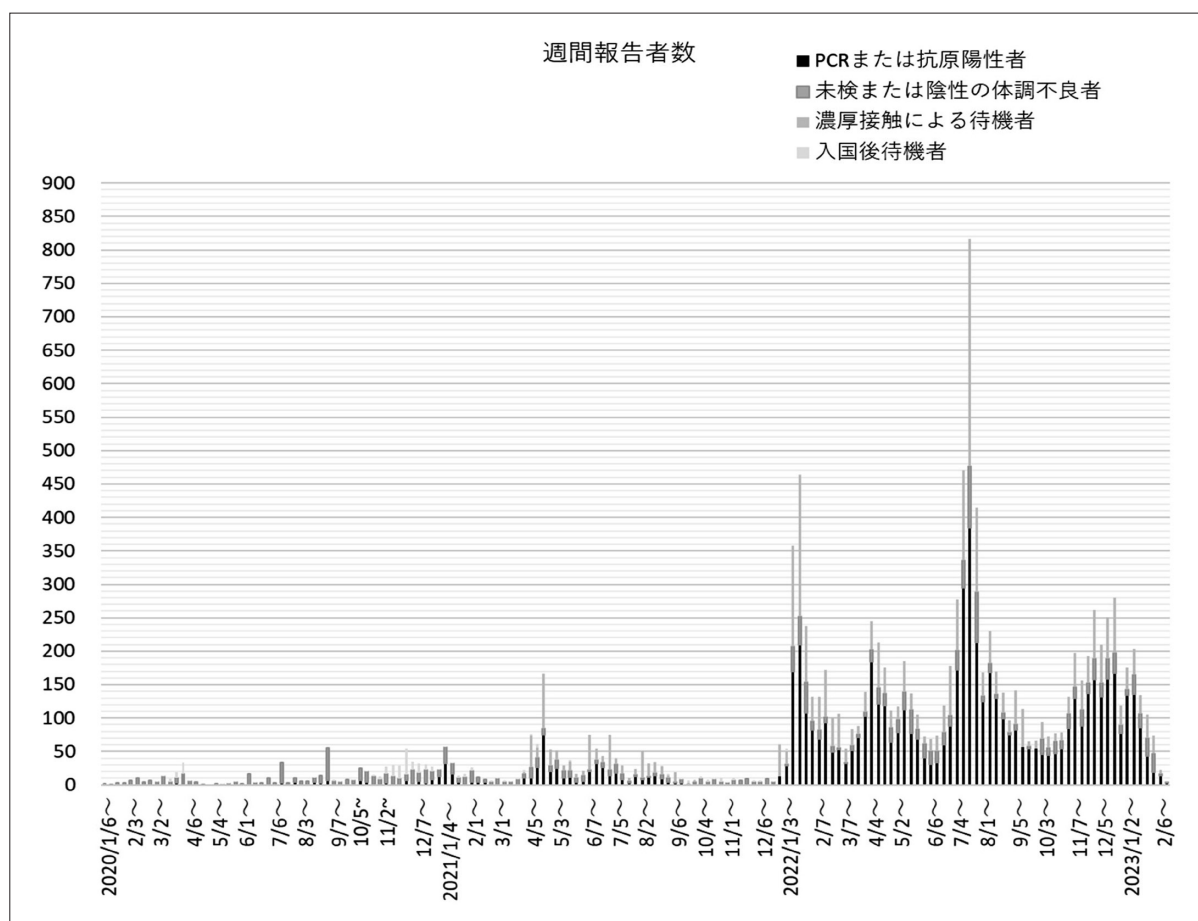


図1 登校禁止対象者数の推移（信濃町以外のキャンパス）

り，2020年度の春学期のほぼすべての講義もオンラインでの実施になったので，感染症登校許可証明書の本格的な運用は2020年の秋学期からになった。国内の流行と並行し，学内の罹患者，濃厚接触者など図1のように増減して，対応する業務量が膨大になる時期が繰り返されたが，感染症登校許可証明書を利用することで，円滑に実務を遂行することができた。

2. 感染症登校許可証明書（信濃町以外の学生用）

図2に現在使用している信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書を示した。前回の改訂から大きく変更した部分としては，②の医療機関の医師が記載する欄にあったCOVID-19を①の自己申告欄に移動させたことである。当初は医療機関で受診して診断される状況を想定していたが，実際には医療機関の初診時に本証明書を持参する対象者は少なく，回復後に記載のみを目的とした再受診が憚られる³⁾状況であることから，ほとんどの場合，登校許可面接時に②のCOVID-19の欄に登校許可面接を実施した当センターの医師が○印を記入し，医療機関名と医師名欄を空欄にする運用になっていたことに加え，無料の検査施設での診断の増加，さらに市販の検査キットによる自己診断が増えてくることを想定し，インフルエンザと同様に自己申告で対応するように変更した。

そのほかの変更として，当初は帰国者や濃厚接触者については利用者に分かりやすいように待機期間を明示していたが，変異株の特性と行政判断にもとづく指針の変更が少なからずあり，今後も状況に応じた調整が必要になると予想されることから，具体的な数値を削除して，ホームページなどで案内する方針に変更した。また，①欄の改訂前の説明にはインフルエンザの罹患に関して処方箋など何らかの証明書の添付を求める記載をいれていたが，COVID-19に関して，診断書はもとより，特異的な薬剤が処方される事例が多いとは思われず，証明を求めることが

難しいと判断されたこと，今後，変異株の特性により，状況に応じた運用が必要になると想定されることから，こちらに関してもホームページなどで案内する方針とした。

医療機関で受診し，主治医に記載してもらうことを想定している②の欄について，従来通り外部医療機関の医師に趣旨を伝える意味も含めて，学校感染症の頻度と重要性を考慮していくつかの疾患名を挙げている。COVID-19の①の欄への移動により，1枠空くことになるが，①欄を拡大しながら，内容を用紙1枚に収める関係で1行減らす必要があり，百日咳を削除し，その他の欄に記載してもらうようにした。結核など登校許可までに時間を要する疾患について，当面の欠席に関する事務手続きや，感染性腸炎（ウイルス性胃腸炎など）のように臨床診断のみで対応する疾患について義塾の診療所で記載するなどの運用も従来通りである⁴⁾。

その下の段は事務使用欄で，欠席届として事務処理する目的も含め，対象者の記憶が適切か判断することが難しい「発症日」よりも登校を控えた初日を記載する運用は継承したが，オンラインでの出席を想定し，「休み始めた初日」を「登校できなかった初日」に変更した。

大学教職員用や一貫教育校教職員用の登校許可証明書²⁾の構成も同様の変更を加えて用いている。

実際の運用では罹患者については保健所と連携して体調を確認，学内の関連部署と連携して接触者を調査し，隔離期間終了後は校医が面接して証明書を発行した。濃厚接触者については規程の待機期間中の体調を確認し，発症した場合は罹患者として対応した。発症せずに期間が終了した場合は証明書を発行した。発熱など体調不良を訴えて登校を控えた者については体調を確認し，2日間程度で改善しなければ受診を指示し，改善後に登校許可証明書を発行した。

感染症登校許可証明書（信濃町地区以外の学生用）

慶應義塾

学籍番号		学部		学年	
氏名					

① インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）に罹患または新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策で休んだ場合

解熱薬を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください（治癒証明の取得は不要です）。登校初日は、まず**太枠内**を記入した**本証明書を保健管理センターに持参**してください。マスクの着用や手洗いの励行など感染予防に努めてください。

感染症名	登校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し（発症日から 6 日目）、かつ、解熱した後 2 日を経過（解熱日から 3 日目）		
新型コロナウイルス感染症	症状が軽快し療養期間が終了した		
感冒(COVID-19 対策)	発熱なく 48 時間以上を経過		
待機者（COVID-19 接触等）	待機期間が終了した		

該当欄に○印を記入してください。

② 下記の感染症（の疑いを含め）に罹患した場合

主治医に以下の二重線枠内をすべて記入してもらってから登校してください。登校初日は、まず本証明書を保健管理センターに持参してください。

上記の者は、下記の疾病について学校感染症ガイドラインに基づき、以下の措置が適切と判断します。

疾病名	
麻疹（はしか）	結核
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	咽頭結膜熱・流行性角結膜炎
風疹（三日はしか）	感染性腸炎*（ ）
水痘（みずぼうそう）	その他（ ）

（上記疾病の該当欄に○印を記入してください。）

初診 20 年 月 日

登校禁止期間 20 年 月 日～20 年 月 日

登校許可 20 年 月 日から

20 年 月 日 医療機関名 _____

医師名 _____ 印 _____

*感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス等

学事担当	登校できなかった初日	20 年 月 日	午前・午後
	登校許可日	20 年 月 日	午前・午後
	保健管理センター確認日	20 年 月 日	(体温 ℃)

確認者 _____

法令の定める場合などを除き、本人の許可なく、その情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、医療個人情報、個人情報を取り扱う場合は、慶應義塾医療個人情報保護規程、慶應義塾個人情報保護規程(詳しくは、慶應義塾の個人情報保護のページ、<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>をご覧ください)、慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程に掲げる事項を遵守し、適正に管理を行います。

202002

図 2 現行の信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書

3. 現状の課題と方向性

罹患者はもとより、罹患者が疑われる対象者が登校を控えやすくする仕組みは感染対策上有用ではあったが、その数の多さもあって、出席や出勤を重視する教職員から、登校許可証明書の乱用を危惧する意見が聞かれる。オンラインでの出席や在宅勤務が可能になった今日、登校禁止は必ずしも出席停止や就業禁止を意味するものではなく、学校側が配慮すべきとされている課題ではある⁵⁾。しかし、COVID-19の国内での流行が始まってから3年が経過し、その間にワクチン接種など対策が進み、致死率の低下に伴って感染症分類が5類に変更されることも予定されている今日、対応の見直しをする時期になったとも言える。一方で、ウイルスの変異株は今後も発生し、選択される過程で免疫を回避し高い感染力を持つ変異株が流行することが予想される。学校は重症化率の低い年齢層が主体であるが、感染の蔓延源になると社会的な影響も大きく、感染対策は軽視できない課題である。学校で予防すべき感染症⁶⁾(以下、学校感染症)におけるCOVID-19の扱いも、おそらく第二種に変更されることが予想される。それに伴って新たな指針が示され、出席停止になる罹患者の療養期間がどのようになるか、罹っている疑いがある者に該当する濃厚接触者は出席停止になるか予測が難しいが、登校許可証明書も指針に沿って運用しやすいように変更することになると思われる。当面の課題として乱用防止の観点も踏まえ、①欄の自己申告に際して、証明する資料をどのようにするかという点とさらに証明が難しい「罹っている疑いがある者」への対応(発熱等の体調不良者、濃厚接触者など)を現行のように①欄で扱うか、②欄に移して「の疑い」として、感染性腸炎と同様に面接した保健管理センターの医師が対応するように変更するかなどを指針の内容をもとに検討していく必要があると思われる。

結語

COVID-19対策に用いやすいように学校感染症登校許可証明書の運用状況と改訂について解説した。各種書類は当センターホームページでも確認できるので、教育機関における感染対策の参考になれば幸いである。

本論文では慶應義塾大学医学部倫理委員会で承認された研究「慶應義塾大学における新型コロナウイルスの感染状況調査」(承認番号20200042)のデータの一部を公表している。

文献

- 1) 学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333M50000080018>
- 2) 森 正明, 西村知泰, 齋藤圭美, 学校感染症登校・就業許可証明書の改訂—信濃町地区を除く学生・教職員用—. 慶應保健研究 2021; 39: 063-069.
- 3) 文部科学省. 事務連絡(平成21年10月29日) 新型インフルエンザに関する対応について(第16報). 2009
- 4) 森 正明, 西村知泰, 田中由紀子. 学校感染症登校・就業許可証明書のマニュアル—信濃町地区を除く学生・教職員用—. 慶應保健研究 2016; 34: 069-073.
- 5) 文部科学省. 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ~「学校の新しい生活様式」~ (2022.4.1 Ver.8). 2022
- 6) 日本学校保健会. 学校において予防すべき感染症の解説.
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html (cited 2021-02-10).